



新型コロナウイルスのもとで Part2 ~こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)~

〈vol.7〉

コロナ禍での民事信託の普及活動

会員 清水 晃 (65期)

当会では、これまで民事信託は、信託法研究部（旧：遺言信託研究部）が担っていましたが、昨年12月に、弁護士業務改革委員会内に、同委員会委員に加えて信託法研究部の部員及び法律相談センター運営委員会の委員が参加して、信託PTを設置することになりました。信託PTでは、信用金庫をはじめ外部へのアウトリーチの強化などを主眼にしています。その経緯で、信託PTの座長を拝命しました。

民事信託は、平成18年の新信託法の成立を契機にして、その有効活用が進んできた分野です。一方、昨年9月に、東京地方裁判所で、信託契約書等の作成について、司法書士を情報提供義務違反などに問う判決が出るなど問題事例も出始めています。民事信託の普及には、信託法をはじめとした正しい理解が欠かせません。

先の信託法研究部では、コロナ問題が取り沙汰され始めた令和2年4月からオンラインで部会を開催し、信託契約書の条項例を用いて、実務上の問題点を検討しています。新設された信託PTでもそのノウハウを生かして研鑽をしたいと考えています。



会員向け研修の様子

個人的には、昨年、他の委員会（リーガルサービスジョイントセンター）から、会員向けの研修のオファーをいただきました。その研修では、パワーポイントやウェビナーを駆使し、「スマートフォンで手軽に学習できる研修会」を企画しました（令和3年7月）。今後は、信託を身近に学習できる、このようなオプションも増やしていきたいと思います。

民事信託は、超高齢化社会を迎える日本社会において、後見制度や遺言などと並行して有効なスキームとなり得ます。信託PTがこの民事信託分野を牽引したいと考えています。



こちらから読んでね

春らしいお弁当

